

1. グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款を適用し、コミットメントを高める仕組み<sup>1</sup>を導入する場合

本ケースの場合の業務委託契約標準契約書雛形	業務委託契約標準契約書雛形
<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委託業務の実施)</p> <p>第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた約款及び約款に附帯される特別約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による約款は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">業務委託契約約款</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委託業務の実施)</p> <p>第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた約款及び約款に附帯される特別約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による約款は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">業務委託契約約款</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

<sup>1</sup> 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」4. (2) コミットメントを高める仕組みの導入を参照。

2. グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款を適用するものの、コミットメントを高める仕組みは導入しない場合

本ケースの場合の業務委託契約標準契約書雛形	業務委託契約標準契約書雛形
<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委託業務の実施)</p> <p>第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた約款及び約款に附帯される特別約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による約款は次のとおりとする。<u>ただし、業務委託契約約款第27条第2項及び第3項並びにグリーンイノベーション基金事業に関する特別約款第3条及び第4条は適用しない。</u></p> <p>業務委託契約約款</p> <p><u>グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委託業務の実施)</p> <p>第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた約款及び約款に附帯される特別約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による約款は次のとおりとする。</p> <p>業務委託契約約款</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>